

**第1条 BizSTATION Light および BizSTATION Light 利用規定**

1. BizSTATION Light (以下「Biz Light」といいます。)とは、BizSTATION で提供する取引とサービスのうち当行所定の取引とサービスに限定して提供を行うことをいいます。
2. Biz Light の利用にあたっては本 BizSTATION Light 利用規定 (以下「Biz Light 規定」といいます。) および BizSTATION 利用規定 (以下「Biz 規定」といいます。) を適用するものとします。なお、Biz Light 規定と Biz 規定が抵触する場合には、Biz Light 規定が優先されるものとします。

**第2条 Biz Light の内容**

1. Biz Light は、BizSTATION で提供する取引とサービスのうち、以下の取引とサービスの提供を内容とします。
  - ・振替取引 (Biz 規定第7条に定めます。以下同じです。)
  - ・振込取引 (Biz 規定第8条に定めます。以下同じです。)
  - ・税金・各種料金の払込取引 (Biz 規定第12条の2に定めます。以下同じです。)
  - ・残高照会 (照会取引の一部) (Biz 規定第13条に定めます。)
2. Biz Light では、BizSTATION で提供する取引とサービスのうち、以下の取引とサービスは提供せず、またお客さまはこれらの取引・サービスの追加もできません。お客さまがこれらの取引・サービスを利用またはサービスの追加を希望される場合は、BizSTATION へのステップアップ (第8条に定めます。)を行ってください。
  - ・総合振込・給与振込取引 (Biz 規定第9条に定めます。)
  - ・特別徴収地方税納入取引 (Biz 規定第11条に定めます。)
  - ・振込入金明細照会、入出金明細照会および預入金明細照会等 (照会取引の一部) (Biz 規定第13条に定めます。)
  - ・「総合/給与振込サービス」の追加 (Biz 規定第12条に定めます。)
  - ・その他の規定で定められるサービスの追加
3. 前2項にかかわらず、照会取引の一部 (振込入金明細照会、入出金明細照会および預入金明細照会)については、当行所定の期間に限り提供することがあります。

**第3条 利用申込等**

1. Biz Light の利用を申込される方は、Biz 規定、Biz Light 規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の「BizSTATION Light 利用申込書兼手数料引落依頼書」(以下「Light 申込書」といいます。)に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
2. 前項の Light 申込書は、Biz 規定第2条で定める「BizSTATION 利用申込書」を兼ねるものとし、Biz 規定の定めにより取り扱います。
3. Biz Light は、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができません。すでに Biz Light を利用中のお客さまから別途 Biz Light の利用申込があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなし、Biz 規定の定めにより取り扱います。
4. BizSTATION をご契約中のお客さまは、ご契約中の BizSTATION を Biz Light に変更することはできません。
5. Biz Light による振込取引および税金・各種料金の払込取引の実施にあたっては、Biz 規定に従い、振込手数料および消費税 (Biz 規定第1条第4項第1号に定めます。以下同じです。)をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)手数料金額につきましては、当行所定のものとなりますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は振込手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに自動的に引き落とします。Biz Light をお申込の際は、Biz 規定第1条で定める「内国為替手数料の引落方法」は「都度引き落す方法」のみとなります。また、他に BizSTATION の契約があり、その代表口座が BizSTATION Light の代表口座と同一の場合でも、Biz 規定第1条で定める「振込手数料引落方法等」を同一内容とする必要はないものとします。
6. Biz Light の利用を申込される以前に別途すでに Biz Light に係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第2条第3項の規定の適用を目的にしたと思われる解約、Biz 規定第2条第4項にて規定する行為に準ずる行為等、不正の目的にて Biz Light を利用した事実が認められる場合には、当行は Biz Light の利用の申込を当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない (または承諾を撤回する) ことができるものとします。

**第4条 ウェブサイトからの Light 申込書の作成**

1. Light 申込書は当行ウェブサイト上で PDF 形式で作成することができます。(以下、当行ウェブサイト上で作成した Light 申込書を「WEB Light 申込書」といいます。) WEB Light 申込書を印刷のうえ、申込日等のウェブサイト上で入力しない必要事項を記載および捺印することで、Light 申込書として提出することができます。
2. WEB Light 申込書を作成する際に当行ウェブサイト上で入力されたサービス管理責任者の初回ログインパスワード・初回取引実行パスワード (以下「初回 PW」といいます) は WEB Light 申込書には印字されませんが、WEB Light 申込書が当行に提出された際には、WEB Light 申込書の作成時に入力された初回 PW にて届出を受けたものとして取り扱います。また、当行は WEB Light 申込書を作成する際に入力された内容・データ (初回 PW 以外の入力項目を含みます。)を WEB Light 申込書の提出の有無にかかわらず取得します。
3. WEB Light 申込書の作成後は当行所定の期間内に当該 WEB Light 申込書を当行に提出してください。当行所定の期間を経過後に WEB Light 申込書の提出があった場合、当行は申込書に不備があったものとみなすことがあり、この場合 Biz 規定の定めにより取り扱います。また、WEB Light 申込書所定の項目に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。

**第5条 サービス指定口座数**

お客さまにおいて届出の可能な Biz 規定第6条で定めるサービス指定口座の口座数は2口座までとなります。(2口座のうち1口座は代表口座兼サービス指定口座となります。)

**第6条 登録利用者数**

Biz 規定第3条で定める登録利用者は1名のみ登録可能となります。(サービス管理責任者とあわせて2名までとなります。)

**第7条 取引内容の確認**

1. Biz Light で行った振込取引・振替取引について、お客さまは照会票により、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。なお、Biz Light により行った取引について、当行はその取引の実施後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。
2. Biz Light で行った税金・各種料金の払込取引について、お客さまは取引結果照会により、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。なお、Biz Light により行った取引について、当行はその取引の実施後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。

**第8条 BizSTATION へのステップアップ**

1. お客さまは第2条第2項で定める取引・サービスの利用またはサービスの追加を希望される場合、当行所定の方法により Biz Light の取引・サービスの限定を取り止め、Biz 規定、Biz Light 規定その他関連諸規定に従い BizSTATION の利用を当行所定の時点から行うことができます。(以下「BizSTATION へのステップアップ」といいます。)
2. BizSTATION へのステップアップは、Biz 規定、Biz Light 規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、Biz Light のウェブサイトからも申込むことができます。ウェブサイトからの申込については、お客さまは、サービス管理責任者により取引実行パスワードを使用して BizSTATION へのステップアップの申込がなされた場合、お客さま本人が BizSTATION へのステップアップの申込をしたものとみなされることに同意するものとします。当行は、サービス管理責任者の取引実行パスワードを使用した申込であることを相当の注意をもって確認して取り扱ったうちは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。
3. BizSTATION へのステップアップを行ったお客さまは、その後 BizSTATION を Biz Light に戻すことはできません。

**第9条 関係規定の適用・準用**

本規定および Biz 規定に明文の定めのない事項については、預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、普通預金規定、振込規定その他関連諸規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係につき定めがある場合には、その定めによるものとします。

**第10条 Biz Light または Biz Light 規定の変更**

当行は Biz Light または Biz Light 規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上